

豊川市監査公表第41号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年11月25日

| | |
|---------|---------|
| 豊川市監査委員 | 鈴木 不二夫 |
| 同 | 上 澤 勉 |
| 同 | 野 本 逸 郎 |

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（健康福祉部福祉課）

監査実施期間 平成25年6月20日から
平成25年8月23日まで

豊川市監査公表第31号分

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>(改善事項)</p> <p>2 豊川市児童発達支援施設に設置された遊具において、公立保育園に準じた日常点検及び専門技術者による定期点検が実施されていないため改善されたい。</p> | <p>2 豊川市児童発達支援施設に設置された遊具の専門技術者による定期点検については、平成26年8月27日に実施した。</p> <p>以降についても、年1回専門技術者による定期点検を実施し、費用については、現在の指定期間内である平成28年度までは市で、平成29年度からは協定書に記載し指定管理者にて負担する予定である。</p> |

(注) 上記の措置状況は、平成26年9月18日現在のものである。